

情 個 審 答 申 第 5 号

平成24年 4月23日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年3月8日付け都技発第35号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市公共事業再評価監視委員会・委員・委員長を、特定の熊本市公共事業に深く関わった学識経験者等と称する者を選考しても良い、責任者にしても良いとする法的根拠のわかる資料等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第1号]

別 紙

諮問第1号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「熊本市公共事業再評価監視委員会・委員・委員長を、特定の熊本市公共事業に深くかかわった学識経験者等と称する者を選考しても良い、責任者にしても良いとする法的根拠のわかる資料等」（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市公共事業再評価監視委員会・委員に、都市計画審議会等の責任者にあつた、学識経験者なる者を選考・委任・諮問する事自体が、公平公正市政執行理念に違反した選考と言わざるを得ない。何を以て正当性を主張するのか、理解出来ない。ましてや、自分が都市計画審議会ですべて一絡げで決定した、この案件の再評価監視委員会の責任者に選出させる市政理念は、熊本市政執行事前誘導の常套手段の陰が見え、公平公正の視点で、不遵法・不整合性と言わざるを得ない。

過去に深くこの公共事業決定に関わった学識経験者と称される、委員長・委員が、委員会に参画させるには、何らかの法的根拠等が「存在」するからであつて、「不存在」はあり得ない。よって、「開示・法的根拠等のわかる資料の交付」を執行して頂きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市公共事業再評価監視委員会の委員及び組織については、熊本市公共事業再評価

監視委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第3条に規定されている。また、委員の選任については、審議会等の設置等に関する指針（以下「指針」という。）第7条に規定されている。

本委員会においては、本市が施行する公共事業に関して、幅広い専門的な視点・立場から評価していただくため、多方面の専門分野から委員を選任しているものである。

具体的には、土木計画、都市計画、建築学、環境学及びまちづくりの専門家のほか、法律、経済、報道の専門家を選任しているところである。学識経験者については、土木工学や都市計画等により専門的な見地から評価していただくため、指針第7条第3項第2号により選任を行っているものである。

また、委員会の委員長の選任については、委員会要綱第3条第5項に定めるとおり、委員の互選によって定められるものであり、当該案件が審議の議題に上る以前から委員長へ就任いただいているものである。公共事業再評価監視委員会の委員の選任に関する規定は、本市においては上記の委員会要綱及び指針のみである。

よって、申立人の求める「特定の熊本市公共事業に深く拘った学識経験者等と称する者を選考しても良い？責任者にしても良い？とする法的根拠のわかる資料等」について、開示請求時点で当該事項が明文化された法律文、本市条例、要綱及び規則は存在しないため、熊本市情報公開条例第11条第2項に該当し、文書不存在としたものである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市公共事業再評価監視委員会・委員・委員長を、特定の熊本市公共事業に深くかかわった学識経験者等と称する者を選考しても良い、責任者にしても良いとする法的根拠のわかる資料等に関する文書である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書は存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

会長職務代理者 荒 木 昭次郎

委 員 大 江 正 昭

委 員 高 木 絹 子

委 員 馬 場 啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 3 年 3 月 8 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 2 3 年 3 月 3 1 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 2 3 年 5 月 6 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 2 4 年 3 月 2 3 日	諮問の審議を行った。
平成 2 4 年 4 月 2 3 日	答申（案）の審議を行った。